

2025年5月7日

掛川市スポーツ施設利用者登録団体

「高校生以下」の皆様へ

掛川市体協・ミズノ・鹿島建物協働体

日頃は、スポーツ施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

2025年6月1日より、スポーツ施設をご利用する際の「高校生以下」とされる登録区分については下記の通り対応いたします。恐れ入りますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

◆以下の条件を満たしている団体のみ「高校生以下」区分で登録ができます。

☐ 指導者と高校生以下で構成される団体である事

※ 指導者とは、以下の条件を満たしている者である事

- (1) 学校部活の活動における顧問または外部指導者として登録された指導者
- (2) スポーツ少年団登録された団体の活動における指導者（団に登録されていることが必須）
- (3) 各競技種目の何かしらの組織に加盟や登録をしている公認団体の活動における指導者
- (4) 学習指導に於ける指導者とは小中高等学校に在籍する教員もしくは、学習塾の講師

指導者としての証明書を常時確認することはありませんが、実際の活動と異なるケースと思われる場合は、証明書を確認させていただく場合があります。

※これらに該当せずに、公認クラブやスポーツ少年団、部活動とは別に、有志で参加者を募って活動する場合や、家族で利用して保護者が子どもに指導する場合は、全て一般利用扱いとなります。